

# 投票理由

憲法に「自衛隊の存在と活動」について明記する

賛成 : p2-8

反対 : p9-18

## 賛成

安全保障の問題や、非常時において、やはりその存在は無視できぬものがあり、まずは違憲状態を解消させる必要があると感じられるため。
今後の法整備を明確にするためにも明記は必要
やはり自衛隊が存在するのに書かないって言う方がおかしい
自衛隊にフリーハンドを与えないためにも、規定することは大切。してはいけないことも明記した方がよい。
法学部卒としては、国際的にも自衛隊は「軍隊」であることは常識であるところ、戦後80年の国会での不毛な神学論争には終止符を打ち、日本として適切な防衛抑止力を法律的に明記して実現すべき（むしろ、アメリカ側の意向でもある）、逆に軍隊を廃止している国もあるが日本列島の地政学的位置から非現実的
軍拡の端を発するので本質的には反対だが、現実には憲法があるにも関わらず事実上の軍として存在し、また現在の世界ではその必要性が暗に認められている（もし仮に自衛隊含む軍組織を排除してしまったら国家主権が脅かされることはどの立場から見ても明白であるだろう）ため、矛盾をはらんだまま曖昧な立ち位置に置いておくよりは整合性の取れた立ち位置に置くべきと考えるため。私はいわゆるリベラルな思想だが、戦争のない世界に向けて考えても、一度明記し改めて今の軍が必要な現状を国民と世界に示した上で、軍事力の放棄を堂々と再記できるように努める方が誰もが納得のいく方法と考えるため。
戦後最も厳しい安全保障環境において、他国の協力を得るには、まずは自国のことは自国でやる努力をすべきだ。 集团的自衛権が世界的に認められている時代において、それを明言しているとしても、現実的に国会などで判断が遅れたりするような国は、国際社会的にはあまり信頼が置かれるようにはなれないと思う。 今の「憲法9条&自衛隊」というやりかたは、周辺国との「うまいやりかた」の一つである一方、優柔不断で信頼が置けないと思われかねない。 憲法に「自衛隊の存在と活動」について明記することは、協力してくれる国との信頼を深め、敵対する国から「舐められない」ために、「自分のことは自分でやる」という、当たり前のことを当たり前にやるだけの話だ。
憲法に明記することは必要
国防・災害対応に必須となった存在に対して、違憲と解釈できる状態は不相当と考えるため。
明記以外の活動をできなくするため。
集团的自衛権の否定、個別的自衛権を明記し、自衛隊の活動を自然災害での救助活動と自国の専守防衛 に限定することを明記すべき。
憲法を形骸化させてはいけない。
現状曖昧になっている部分を精査してほしい、消極的な賛成です。軍事行為の拡大や、隊員の生命が脅かされることのないよう、最大限配慮して議論を進めてほしいと思います。
防災減災の役割を明記すべき。 他国への侵略進攻をおこなわない旨を明記するべき。 日米地位協定などに左右されず日本国自身の意思決定により行動する旨を明記するべき。
現憲法では、「自衛隊の存在と活動について定めていないため、改憲論が国民の分断を招く可能性が高いと考える」
違憲状態という意見がある中で自衛隊の皆さんが活動している事があまりにも不憫でありますし、昨今の世界情勢を見るに、そろそろ我が国も現実的な安全保障を考えなければなりません。 そう言う意味でも憲法に自衛隊の存在と活動を明記する事は必ず必要な事です。 そもそも憲法を不磨の大典の様に扱うことは宗教の様で民主主義国家であれば、適時アップデートする事は普通の事だと思っています。
「自衛権の行使を妨げない」ことを明記することで平和主義を堅持しつつ国を守る意思を明確にすべき

日本の独立とアジアの平和のために再軍備が必要不可欠だから。
憲法では自衛隊は違憲となるので
当たり前国家として国防軍をもつのは
「自衛隊の存在は憲法違反」などと騒いで、自衛隊の存在を貶め、結果として国益を損なうおそれのある活動家たちが国内に存在するため明記させたい。
自衛隊は、老朽化した施設など隊員の待遇面でも問題になっており、憲法に保障された正規の役職となることで、隊員の待遇を向上させることにも繋がると考えたから。
自衛隊は特別職国家公務員であり、その活動は多岐にわたるため、外交の一部である防衛の更に一部である軍事のみの存在では無いため、それを明記し、必要とされる活動に制限が無いようにすべき また、明記することで、その活動に制約が出る可能性のある法律・政令などの改正を議論の場に挙げられるようになるため
どの国でも自国の軍隊が憲法に明記されている。自衛隊を違憲とする理由がない。
それを明記することによって、違憲論争に終止符を打つことができる。それによって、もう自衛隊が不当な理由で貶されることはなくなると信じる。
国家を守る機能として自衛隊は必要であり、また、現実存在している実力組織を無いものとして扱う方が不自然であり、危険であるから。
専守防衛、災害派遣などはっきりさせた方がいい
憲法9条2項の改正が必要ですが、実力組織である自衛隊の存在と活動を明記することで戦力として国際法に基づいた拘束力を保持させることが必要です。戦力保持を認めない我が方からは絶対に侵略しない攻め込まないことを前提として行使することを9条2項改正が必要と考えます。
国家予算として多額の予算を組む時点でもはや自衛隊は認められた存在である。
実際に自衛隊は存在しており、我々を守って頂いてます。絶対に必要であり感謝しております。
現状、宙ぶらりんな存在であるから。
自衛隊を憲法に明記することは、国民の命と生活を守るために欠かせません。憲法に自衛隊の存在と活動内容が書かれていなければ、極端な政権が自衛隊をなくしてしまう危険があり、その時に守る力を失ってしまいます。また、今のように9条が実態と合わず空文化したままだと、憲法の要である人権も同じ道をたどりかねません。だからこそ、自衛隊をきちんと憲法に書き込み、国を守る力と憲法の信頼を両立させるべきです。
国家として、生物としても然りですが、存在する事は自由であり義務でもあります。存在しつづけるために、外敵に対して備えることは最低限の必要です。人間なら、有害なウイルスという外敵に対して抗体という自衛手段で対抗します。国家も同じです。存続する為に何らかの自衛手段はもたなければならない。自衛隊は専守防衛を基本とします。他国への侵略は規定していないし禁止しています。日本国憲法のどこにも抵触していません。自衛隊を憲法に明記することに賛成します！
国家が持つ実力組織であり、あくまで領土、領海、領空、国民を守ることを憲法に規定すべき。反対者の主張される力で国民を支配する組織ではないことも明確になる。
平和主義と国を守る軍隊を持つことは両立する。他国に戦争を起こさせない武力を明確に持つこともまた平和維持の一環だと考えるため。
今の状態は憲法の拡大解釈で自衛隊が成り立っておりとても不安定な立場にあるので明確に根拠を与えるべきだと考える。また、自衛隊の明記だけでなく諸外国の軍隊並みの地位に格上げすべきだと考える。具体的には軍法会議や軍工廠の設置など。
自分の国を守るのは、自国民で、アメリカ軍ではない。
玉虫色に解釈が変わらないよう、明記が必要と考えるから。

相手からの攻撃に対しての防衛と災害救助・復旧協力限定ならば、賛成。
大きな物理的な力を持つ組織について、憲法に規定し、制服組が暴走しないようにタガをはめる必要がある。
自衛のためであり、攻撃するためのものではないとハッキリさせたいので
自衛隊の活動のブレーキ装置も具体的に想定できるから
「自衛のため」などごまかさず、はっきり憲法に書き込んで軍隊と認めた上で、日本はどう行動するのか宣明すべき。
国を守る事は万国共通であろうから理解は得られるものと考え
存在を明確に規定する
存在と言うよりもどんな仕事と責任があるかを記載するのは問題ないが、政治に絡む防衛費拡大や指揮権、国外に対して軍隊ではなく災害時の対応する組織である事を詳細に記載して頂きたい。
国民に理解しやすくするため
憲法はどうあれ、日本と日本人の安全には必要だ。
現実に存在し、国民の役に立っている部分がある。この部分を明記すべき
現に存在していることは事実であり、日本共産党でさえ政権についても、すぐには廃止することはしないとしている。であるなら、現にあるものは認めて、その暴走を止める歯止めをかける方が現実的である。もちろん、集団的自衛権は違憲であることは明らかだが、一方で個別的自衛権は憲法以前の固有の権利であり、9条2項の解釈としても認められるので、無闇に拡大解釈をさせるより、立憲主義の立場からも明記した方が歯止めはかけやすい。
前提として、国連憲章のうち、平和維持機能がその機能を不全としている現下の情勢下、自衛隊は、我が国の平和と独立を守るため必須の存在である。そして、最高裁による自衛隊の合憲性判断が、統治行為論によって回避された以上、主権者による究極の統治行為としての憲法改正により、自衛隊を位置付ける必要があると考える。
存在意義を明確にした方がよい
”普通”の国なら自国を防衛する”軍隊”を持つことは至って普通である。地球上のすべての国が憲法9条を有するなら戦争リスクは低くなるだろう。しかし、現状では夢物語である。実態に見合う自衛隊の明記は必要であると考え。
明記することで、私自身もその存在を理解できますし、自衛隊員本人も活動の理解が高まるものと考えます
明文化できないことは、なるべくなくす。事実があるならあると書き、可能な限り市民の総意でコントロールする。
国のあり方として名実ともに不戦主義を掲げるために、時々の政権に読み替えられない形で、活動制限をより明確に規定する目的であれば賛成です。
政府のやる事が信用できないから
世界で軍隊、自衛権を明示していない国はないと思う。憲法に明示することで活動の範囲を規制することが出来るのではないか。
専守防衛を明確に規定し、盾に徹する趣旨とすること。敵基地攻撃能力などもってのほか、もっと言えば核兵器は安上がりなどと言う思考回路の人間を生まないためにも、明確にすべき。
いい加減うやむやにしないため。
自衛隊の方の命と私たちの命財産を守るため守ることが出来るように他国からの侵略に備えるために
今の世界情勢を鑑みると 抑止力を持つ事が戦争回避に なると言わざるおえない

ただし、憲法に「日本が他国から攻撃されたとき国内の国民を守るためのみに武力は行使できる」「反撃や自衛のためであっても他国を攻撃することは許さない」「集団的自衛権は認めない」等の歯止め事項を明記する。自衛隊の本分を武力を必要としない災害対策とし武力行使は副次的なものとする。
自衛隊の存在と意義を明記することで、曖昧なまま拡大解釈による不当な活動を抑制することができる。
自衛隊は軍隊としてではなく救助活動等で必要 明記することが問題ではなく、明記する内容が問題
自衛隊は軍隊ではない。
自衛隊の存在は、国防上必須であるため。
現実問題として、世界屈指の軍事力を有する自衛隊が、あたかも存在しない様な曖昧な状態である事自体おかしい事だと思う。万が一戦争状態になった場合、自衛隊員が捕虜となった時、相手国からすると軍人では無いと判断されて、正当な捕虜として扱われない可能性がある。
自衛権を明記することは9条には反しないとおもう
武力を持った組織は危険な存在だからこそ、存在や職務、可能ならば解体の目安について憲法にも明記しておいた方が良い。
日本だけが他国に侵略されてしまう。
今のままの憲法だったら平和を維持する事が出来ない。自衛隊の出来る事が制限されている現状では戦争に巻き込まれた時に何も出来ず国や国民が滅びてしまうから。
自衛隊の立場を明確にする事で自衛隊の活動の後押しが出来る
自分の国は自分で守る 自主独立
相手が軍事力を外交手段のひとつと考えているのであれば、その行使抑制のためにこちらも軍事力を持つのが、相手にとっても分かりやすい意思表示となる。残念ながら、理念は通用しない。
国民、国家としての重要な権利・義務は憲法に明記されていなければならない。自衛権は生存権を担保するものである。
既に国内外において、自衛隊は欠かせない存在となっている。自衛隊員の誇りとモチベーションを維持するためにも、憲法に明記して立場を明らかにすべき。
災害派遣など無くてはならない存在だから
必要悪
自衛隊の法的根拠を明確にする必要がある。
自国を護る為の必要不可欠な存在であり防衛力、戦力の保持は当たり前の事だから
国防を考えた時にやはり自衛隊という存在は必要だと思います。今の様なあいまいな存在ではなく、きちんと憲法に明記する必要があります。
昨今の国防状態を見ると、防衛行為に関してもっと国民が理解を深める必要はあると思います。現在の平和な状態は自衛隊あっての平和だと理解しなければなりません。自衛隊の防衛行動が問題なく実行できるよう、国民も自衛隊の防衛活動を認める必要があります。
自衛隊の活動を明文化することで、どこまでが合憲で違憲なのかがはっきりすると思います。
憲法9条を一字も変えることなく、別の条文への記載であれば賛成です。
防衛力が高まればそれは国民に安心感を植えつけさせてくれると思います
もうここまで来たら、自衛隊のできる事、できない事をはっきり明記し、今後はどんな総理大臣が現れようとも憲法の拡大解釈は認めない、国会で諮ることなく閣議決定も認めないなども明記して、国家権力を縛る、自衛隊の暴走を防ぐということが必要なのでは、と思うから。

自衛隊の存在を認めることは必要です。海外派遣等将来的に戦闘行為につながる心配があることをどうするか常に議論をする事が大切と考えます。
憲法に明示する事で、緊急時のオペレーションを迅速に遂行できる様にすべき。 現行のように、いちいち国会の審議を待っていたら手遅れになりかねない。
現に存在しているため、なし崩しはよくないと思う。
現実問題として自衛隊員は存在していて彼らは様々な国際的な活動を行っている以上憲法にその存在を明記するのは当然だと思う。
自国は自分たちで守らなければならない。 米国の属国からは解放された方が良い。
現憲法は、戦時下に於ける GHQ によって押し付け決めつけられた憲法で、我が国が制定した憲法では無い、したがって此の憲法自体が国際法的にも違法であり、この憲法は破棄すべき憲法である。
アメリカ軍を撤退させ、自国の軍隊を持ち、自国の考えで、国として責任を持って国防にあたるのが独立国家云えるのでないでしょうか。
自衛隊は世界的にも相当大規模な軍隊にすでになっている。 憲法との関係を曖昧なままにしておくのでは無く、あくまで自衛のための軍隊として憲法に規定することで文民制御が確実な形で存在させることが出来ると思う。 集団的自衛権は論外。
自分の国は自分で守ることは当たり前です。
憲法 9 条 2 項改正を前提に自衛隊について明記すべきと考える。 専守防衛のための組織ということを確認すべき。
国際的に自衛隊を位置づける必要を感じたため。ただし、その行動の在り方は、集団的自衛権の行使の仕方も含め、明確に抑制し、災害対応の業務も合わせて、整備すべきだと思う。
自衛隊は専守防衛のみと役割を明記する
現実として自衛隊が存在するのだから、憲法上無視はあり得ない。きちんと在り方を、今一度考えて、明記すべき。
戦争放棄と戦力不保持を明記する。そして、災害援助の部隊を作り、世界の災害支援を目標とするノはどうでしょう！
戦争放棄は既に憲法で謳っている為に「自衛隊」と名乗っていると個人的には思っている。また、先制攻撃をするかもという前提でよく反対意見が出るが、同じ熱量で「もし攻撃を受けたときどうするのか？」という場合も論議する必要があると思う。反対意見の人たちはその時どういう組織が日本を守ってくれると思っているのか？とくとお聞きしたい。
明示しておかないと時の政権によって悪用されそうだから
昨今の世界情勢が厳しくなってきました、国防の観点からも自衛隊の存在と活動を明記する必要があるのではないのでしょうか。平和を守るためであり決して戦争をするためのものではありませんが、他国からの侵略が現実化しています。
事実上、日本を守ってくれている方々が憲法違反だというのはおかしい。 安全保障上、自衛隊を無くすこともできないため憲法改正が望ましい。
明記することで自衛隊の存在意義を国民に理解させることができるから。他国への抑止力になるから。
自衛隊の違憲問題の解決が曖昧なままだから。ただし、自衛隊はあくまで専守防衛のため、という明記であることが前提である。
既成事実化しているので、自衛隊という組織名は肯定するが、その活動は憲法 9 条の範囲内を確実に守ることが大前提
自衛隊は日本人は知らなくても、海外からは軍隊として認知されている。戦後 80 年明記すべき時期である。
専守防衛であれ自衛隊の指揮命令の責任を明記することは重要である

<p>主権者国民として、自衛権行使のためにどこまでを権力に対し許容するのか？限界線を明記すべきは立憲主義の基本だと考えるから。この点を曖昧にし続けることが我が国の主権者意識、自立の意識を阻害してきたと思う。</p>
<p>自衛隊は災害時にも活動しており、日本が災害大国な以上、国民全員が自衛隊に援助してもらう可能性はあると考えられます。その救助・援助してもらう可能性のある自衛隊の存在と活動が憲法ではあいまいなままで、自衛隊員の身分が憲法に記されていないのは問題だと思います。</p>
<p>平和憲法の実効性を守る意図から、憲法に矛盾がないよう内容を調整する意味で、明記してはどうか。ただし、これも平和憲法を守るために、集団的自衛権等を排していくことを併せて行なうべきでもあると考える。</p>
<p>自衛隊は建前上、軍隊ではないということになっているが、日本以外の国からは日本の正規軍隊として認識されているという事実がある。また別の現実問題として、自衛隊という戦力は米国の都合によって設立されて存在しているが、違憲であるならば自衛隊は速やかに解散しなければならない。では自衛隊という軍事力を解散することができるかといえば日本には国軍を失った状態で生じる軍事紛争や他国からの侵略に対処する術がない。自衛隊の憲法明記を反対するのであれば自衛隊という軍事力を放棄した状況での法整備などもセットになっていなければならないが、反対派にはそういった具体案が確立されていない。そもそも憲法9条においては紛争を解決する手段としての戦争を放棄すると記載しているのであって、自衛のための軍事力すら持たないことは意味していない。対外侵略のための軍事力と国家を維持するための自衛の軍事力を同一視することは明らかに矛盾している。</p>
<p>武力での衝突は誰も反対するところ。しかし話し合いで納得する国際情勢では無い。現に武力衝突は現在も世界では起きている。国防能力を失う国家など考える余地もない。存在意義を明確にし、もしもの有事には万全を期するに越したことはない。</p>
<p>自衛隊の存在理念を明確にして戦争放棄の現行憲法に基づく活動内容を明記できるのであれば賛成。</p>
<p>自衛隊の任務を国防に限らず災害救助を加えて明確にして憲法に明記する。</p>
<p>自衛隊は日本の国を守る仕事である為、災害救助はしても、憲法9条の元に於いて決して戦争に参加する事の無い様にしてもらいたい。</p>
<p>政権が変わる度に変更するような性格の事ではないから。</p>
<p>自衛権は人が有するのと同じように、民族の集まりである国家には必然的に備わっている。軍事費については、専守防衛のもとに、GDPの1%程度とすべきである。外交や経済によって安全保障を補強すべきである。</p>
<p>現に、災害が起きた時動いてくれ、助けてくれ、欠かせない存在だから。</p>
<p>今のこの一触即発がある時代に、災害派遣以外での自衛隊の派遣は違憲という状態で動けない。動ける組織であってほしい</p>
<p>行動の範囲を限定できるから</p>
<p>自衛隊は自国防衛のための自国内限定の交戦部隊であるという当初定義が、時の政権によって拡大解釈され今や武器輸出や核をも辞さない発言を許す状況にあるため、明確に自国土防衛のために存在するという当初定義に改めて戻す必要がある。</p>
<p>自然災害などの救助目的を主とし、武器による国防の目的を従とするように明記すればよいのではないかと考えます。</p>
<p>自分は軍隊として認めるべきだと思う。偶発的に軍事衝突が起きてしまい、隊員が捕虜になった場合、軍隊として扱っていない状態ではテロリスト扱いにされてしまう可能性もある。当然そんな事が起きない事を望むが、常に最悪の事態を想定しないとイケないと思う</p>
<p>自衛隊の存在を新たな条文を作り明記する。</p>
<p>憲法と現実に齟齬がきたしているから。</p>

<p>自国の安全について、アメリカに依存しているだけでは、独立国とは言えません。過去の戦争の反省そのものが十分ではないので、現状では国民の賛成は得られにくく、加えて政治家に対する国民の信頼を欠いている現状では、実現は難しいと考えます。</p>
<p>活動場所を日本国内に限定する。</p>
<p>自衛を前提としている軍隊は存在して問題ないと思います。 但し、先制攻撃だけは許容してはいけない。明確な歯止めとなる規定が必要。 軍が暴走ないためにも文民統制の徹底を要する。 但し、昨今の情勢を鑑みると、文民側自体も非常に怪しいので、軍（自衛隊）の派兵は、国連に委ねるという前提が必要。 ※閣議決定は許可せず、国会審議を必須とする。 自衛隊従事者の尊厳と気持ちを維持するためにも立ち位置を違憲状態にするべきではありません。</p>
<p>ないのは不自然だと思うから。</p>
<p>専守防衛の為の訓練と災害対策の訓練は、質が違うと思うので、その為の明記はあっても良いと考えます。戦闘に関しては確実に NO です。</p>
<p>立ち位置を明確にして、そのうえで戦争はしないということであれば問題はないように思う。やはり、違憲状態では？という疑問な立ち位置では、逆にいかようにも利用されかねない考えるから。</p>
<p>・憲法では、軍隊を持たないことになっている。 ・実態として、自衛隊は軍隊である。 ・周辺の脅威もさることながら、独立国として軍隊を持たないという選択肢はない。 したがって、自衛隊が違憲状態であることを正し、自衛隊を軍隊としての位置づけで憲法に明記すべきであると考えます。</p>
<p>国防は国家の義務だから</p>
<p>その時々的情勢で都合よく使われてしまうことのないように、自衛隊が戦争のためではなく自国の防衛のために存在することを明記してほしい</p>
<p>現行の自衛隊のありようは、歪であり、活動におかしな制限がかかっているように思う。憲法に明記することは賛成だが、旧日本軍のようにならないような制約も併せて明記するのが前提と言いたい</p>
<p>現行憲法を普通に解釈すれば戦力である自衛隊は違憲状態となると考えます。自衛戦力としての自衛隊の存在は必要と考えるので自衛に限定した憲法改正が必要と思います。</p>
<p>自衛隊がこのまま曖昧な存在でいることがとても危険な状態だと考えたからです。そして議論の仕方や憲法への書き方などが難しいですが、明記するからには徹底的に他国との戦闘を回避したり、同盟国の要請などで戦闘に関わらないといけなくなるのを回避するように明記してほしいです。</p>

## 反対

自衛隊は警察予備隊が前身で、憲法上からも戦力不保持なので、非暴力組織としています。
江戸時代以前の日本の国柄を考えてみますと、日本は平和志向の国です。欧米の略奪文化とは違います。憲法9条こそが、日本の文化です。
自衛隊を解体（武装解除）し、災害救援隊（仮称）に編成すべきである
戦争に参加できるようになるから
「自衛隊の存在と活動」ではなく、ハッキリ「軍事力を保持」する「軍隊」と規定して、その上で軍隊を縛る法律を作るべきです。この発議では、憲法を改正しきれません。独立国家になるには、しっかりやり切らないといけません。
「自衛隊」という組織名を書くのでなく、国連憲章に基づく自衛権を明記すべきである。その場合も9条2項は削除した上、戦力統制規定を追記することが前提。
自衛官を否定しないが、自衛隊は否定する
防衛・軍事活動についても可能となるような条文となることが予想される
アジアなど周辺諸国への軍事的緊張を高め、日本にとって欠かすことのできない貿易相手国から大規模な経済制裁を受けた場合、国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあるため。
国民を守る任務よりも、テロやクーデターによって軍事国家を樹立する虞れの方が高い。
今までは、はっきり明記した方が自衛隊の活動がしやすくなりそうだから賛成派だった。しかし、討論会の動画を見て、今の世界情勢や日本政府だったらどさくさに紛れて軍事化しかねないと思い、こじつけられる理由は潰しておいた方が安全だと感じたので反対に投票した。
平和に軍隊、武器、兵器は不要。
議論がかみ合わず不本意の方向に流される不安があるため。
自衛隊の存在と憲法9条そのものの議論がされるべきだと思っています。
護憲
活動について明記することにより、マイナスに制限されてしまう場面が出てくる可能性があるのではないのでしょうか？という不安があります
憲法9条との整合性に疑問が残るから。
反対の意見に上がっている事が概ねです
自衛隊は戦力だ。明記すると言うことは平和憲法を否定することになる。
自衛隊そのものが現在の憲法では認めていない。それを加筆することは認知すること。
今の世界や日本の政治動向や世論を考えると、自衛隊を憲法に明記することは軍拡を認め、武力による紛争解決にますます弾みをかけることになる。
日本は非戦を誓った国だから。
現状の憲法で問題がないから。
自衛隊の国外での活動について、国連の総意に基づく活動に限定するのであれば、憲法に明記することに賛成できます。
以下の2点の理由からそもそも第9条を改定する議論そのものが不要であると考えます。1.自衛隊は、あくまで行政機関の一つに過ぎない。財務省はじめ他の行政機関について憲法では言及されていないにもかかわらず問題なく機能している。2.自衛隊が明記されていなくともその存在は対外的に認知されている。外国からその存在が日本国憲法第9条との関係において矛盾しているという指摘はなされていないとみられる。

明記しなくても存在は広く国民に認知されている。憲法に明記すると自衛隊維持のため徴兵制を容認されかねない危険性がある。

日本国憲法について論じる際、たいへん重要な問題があり、とくに日米関係において、日本の政治家および官僚、マスメディア、経済界は、この問題を秘匿し、日本国民を欺いてきた、且つ日本国民に対する政治経済無知蒙昧政策を当該国民が受け入れてきたという歴史があります。そしてこの事実は未だ日本の大きな問題であって、この事実をこれまで通り曖昧にしたままやりすごす、あるいは一切無視して、そもそもこの問題の存在自体を隠蔽するという選択を、以上の組織はしてきたし、日本国民および有権者はそれをよしとしてきたわけです。では、この問題とは何かというと、1951年に締結した「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧日米安保条約）」を改正する際、米國務長官ジョン・フォスター・ダレスは、1958年に内閣総理大臣岸信介に対し、憲法九条の改正が必要と表明したのですが、このとき岸はまず1951年安保を改正して、その後10年以内に憲法を改正したいと述べました。1960年に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（現行日米安保条約）」が締結され、同年日米安全保障協議委員会（日米2+2）が設置されると、1978年米国政府が日本の有事法制を決めた「日米防衛協力の指針」（英文。日本語は仮訳）の発表を機に、日本の国会無視政治が常態化するわけです。ここから本題に入りますが、憲法九条「…国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、1960年安保条約五条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」はあきらかに相容れないという重大な問題があるわけです。そもそも自衛隊が武力組織であることは、だれにもあきらかなことです。すなわち1960年安保五条にある「自国の憲法上の規定及び手続に従って」という一文によって、米国は完全なる立憲主義を標榜しているのであって、これは日本の国会無視、延いては日本政府による憲法違反容認の態度を断固否定する立場をとっているわけです。要するに、1958年米國務長官は、日米同盟を正式に締結したければ、憲法改正の必要があると、しっかり認めているのです。これを換言すれば、日米2+2による日米政治はけっして正式なものではないということ。そしてここから帰結されている日本の国会無視政治、および日本政府による憲法違反容認態度は、米国議会の許容範囲を超えたものであるということになります。よって日米同盟は砂上の楼閣に過ぎないということであり、日本はこの幻想に浸って、ただこの虚妄にすがって、政治上の大事な話は先送りを決め込んで日本政治を混迷させ続けているのです。このような状況下で、もしも自衛隊を憲法に明記してしまったら、立憲主義の欧米は、いまだ第二次世界大戦の敵国である日本に対して、そのはしごをいともたやすくはずすだろうし、日本をよく思っていない国々は、日本を国際社会から孤立するよう仕向けるにちがひありません。よって憲法に「自衛隊の存在と活動」について明記することについて反対いたします。以上は、独協大学名誉教授古関彰一「矛盾する安保五条と憲法九条——露呈してきた日米同盟と安保法制」2025年9月9日早稲田大学で行われた講座（平和構想連続講座第4回）を参考に記しました。

憲法第九条は「国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とある。当然、侵略を受けた場合「民族自決権」に基づき武器をもって立ち上がる権利はある。が、この九条はそれすら認めないことになっている。よく、「自衛」のためという人がいるがそれすら認めていないということを考えてほしい。「自衛」のためというなら具体的な「法の定め」を書かなければならない。

憲法は軍隊の保持を認めてない

いまの憲法も守れないのに変えても意味がない。9条なくしたら現場しらずの政府・国民のせいで自衛隊員がバンバン死ぬことになりそうだから残したほうがまし。

憲法に明記することにより自衛隊法に記載された項目が現行の憲法の考え方に反し独り歩きする懸念がある。故・安倍晋三氏がこの点を狙っていたのではないかと懸念している。
非武装中立を国是とすべきであり、万一他国に侵略されても非暴力不服従の抵抗が、人類の未来に繋がると思います。軍隊は不要です。
武器輸出三原則の解釈、敵基地攻撃能力の容認、超射程ミサイルの配置、次期戦闘機開発等の憲法解釈の歪曲化されている現状では、自衛隊を憲法に明記することにより、閣議決定により、国際情勢（例えば、台湾有事）や米国の思惑による戦争に加担してしまうのではないかと。国際法上は、国には自衛権が認められていることから、現状憲法に明記することは必要ないと考えます。今必要なことは、自衛隊の国内外における存在と活動について、具体的に透明性をもって議論し、国民がいかに統制、監視するべきか、文章化して法制化するべきと考えます。
国に制限を与える憲法にわざわざ明記する必要はないと思います。
憲法第9条の主旨を重視したい。「戦力は保持しない」とあるが、「前提の目的のためには」を受けていると思います。悪までも平和国家を貫くためには、本来の防衛と災害救助のための自衛隊であってほしい。あえて明記することで、戦力の意味合いを強調されることを阻止したいと考えてます。威勢の良いこと（イメージ）？をわざわざ憲法に明記する必要はないです。
自民党政治のもとでは、平気で、違憲でも集団自衛権を行使する為、現状では、反対
今の政府下で性急に触るべきでない。解釈で一気に戦争に向かって入り込んでしまう恐れがぬぐえない。憲法に明記せずとも、「幸福追求権」を担保する存在のひとつとして既に災害など国民の困難に直ちに駆けつけてくれる頼もしい組織なのだから。
政府が拡大解釈して、戦争をできる国にする可能性が、怖い。戦後80年戦争は日本では起きていないので、明記は慎重に、災害救助隊と、自衛のための組織とかにしてほしいから・・・。
自衛隊は軍隊解体の後の名前、内容的には軍隊だから
文民統制が機能していないから。
先の戦争への政治家等の口先だけでない反省がないまま、憲法に明記することは危険。政治家を縛るものである憲法は政治家の都合で変えてはいけない。
憲法に書かなくても自衛隊の活動は定義できる。どうしても書く必要があれば防衛の項を追加して書けば良い。
戦争がきらいだから
現状で良い
自衛隊の存在は事実上軍隊であり、言うまでもなく違憲である。
国家の自衛権は、国際法上で承認されているため。また、刑法と自衛隊法の一部改正で、いわゆる戦犯規定は対応できるため。
軍隊、自衛隊は、国民を不幸にするだけ、災害救助隊の機能は絶対に残すべき、しかし軍事は、いらぬ。コスタリカのような国も実際にある。
自衛隊の活動に歯止めがなくなる。
今のように国民生活より軍拡路線に邁進している現状では、憲法に自衛隊を明記すれば、戦前のように軍国主義国家になるのは間違いないから。
自衛隊は警察に過ぎません。ネガティブリスト化して、日本軍とすべきです。
自衛隊の位置づけや活動が不明の為
そもそも自衛隊が実質、軍隊であることについての議論さえきちんとされてないから
どの程度明記するかによっても異なってくるが、日本人の今の民度では自衛隊を適切に運用する能力があると思えないので、憲法には軍隊を置かないことと、災害救助と専守防衛のためだけの自衛隊を置くとするのとどめておくのがよいと思う。

災害救助隊を設置する
平和憲法に反する。
既に解釈上自衛隊は認められている
すでに自衛隊は軍隊であり、明かに憲法に違反していると思います。
今後も PKF で海外に出すのだから現在の自衛隊は軍隊と扱われる。それは憲法 9 条に違反することであると考えから。今後は、自衛隊から軍備を外し災害時の救助隊を作成すべし。もし、軍隊をもつのならその後憲法 9 条を改正して、軍隊をもてばいい。
現憲法ですら蔑ろにする輩が出てきてしまった。自衛隊の明記は、結局軍隊を容認する方向にしか行かない。反対です。
憲法を改正しなくても、もし他国からの侵略を受けた場合（ウクライナのように）、戦うのは自衛権の発露として当然であるから。自衛隊は決して他国で武力を行使しない「日陰」（もしそう呼びたいのなら）の軍隊のままでよい。
軍隊の存在を認めることにより戦争参加の許可を与えることになり現憲法に反する。
国民的合意や国会の議論もなく解釈改憲が進められてる現状では、明記＝暴走になりかねない。
国際救援隊と言う具体的な位置づけは、憲法ではなく他の法令にて規定すればよい。自衛隊に関連して憲法を改定することは、好戦勢力を増長させる。
今の政権では、軍備に進める口実に使われそう
戦力、交戦権を認めない憲法は、自衛隊法でその存在は認めても、憲法に規定しないことで大きな歯止めになっていると思う。
自衛隊の存在を憲法に明記することは、憲法 9 条の理念に反するから
自衛隊（軍隊）は必要ないため、明記はいらない。
必要性を理解できない
家族を海外派兵させたくない。もしも、これ以上防衛費が増えて増税ということになったら生活できない 憲法に明記するなら抑止力ももたせてほしい
戦争を放棄しているため
なし崩しになる
現状維持！ もし明記するのであれば「災害救助隊」として、のみ！ もちろん武装は解除。
不戦の決意を示した憲法の理想に反するものであり、警察予備隊以降の米国の外交政策の都合によって作られ、違憲である。
憲法に明記することによって日本は軍事力を持ったと世界に知らしめることになり、米国の代替として戦争協力させられたり、隣国から敵視されかねない。何より軍事費の増加に歯止めがきかなくなる
必要性が無いから
自衛隊は憲法上グレーゾーンに該当する存在であるが、その存在を憲法に明記などすればそれを理由に自衛隊の存在を正規軍として確定されてしまい、尚且つそれをテコに軍拡、海外派兵の材料にされてしまうのが明白。
現在の政治状況で、なまじ憲法をいじることは害のほうが大きいと思われるため。
明記しなくても活動できるから
自衛隊は軍隊。完全な違憲。 これらを明記すれば違憲軍隊を承認する事になる。
明らかに違憲にあたる「集団的自衛権」の閣議決定がなされている状況下では、この議論に踏み込むことはできないと考えます。現状においては憲法 9 条 2 項が「台湾有事」に巻き込まれる最後の歯止めとなっているので、自衛隊を憲法に明記するのは反対です。

明らかに憲法 9 条違反 戦力の不保持
自衛隊は憲法違反の存在で、本来的に戦争に国民を巻き込む原因となるから。
自衛隊の存在を明記すると戦争放棄の憲法精神があいまいになる。
既に自衛隊法がある。
明記に賛成する意見をみると、自衛隊は違憲だといわれるから 明記すると言う内容だと思いません。つまり戦争放棄を唱っているのに自衛隊という軍隊があるのはおかしい。だから違憲だ ということだと思いますが。そんな意見を気にする必要はさらさらない。まさにそのことが日本国憲法の特徴だと思うんです。戦争は放棄する。これが我が国の意志であり、方針なんだ。そうはいっても実力部隊が全然なしというわけにはいかないじゃないですか。国の自衛権はどこも認められている訳ですから。単に言葉上で判断して違憲だということにとられる必要は無い。そんな言葉遊びのために憲法を改正する必要は無い。
自衛隊自体は、既に国民の中で市民権を得ていると判断するが、自衛隊は政府の一機関であり、憲法への記載はなじまない。
私は軍事力で平和を維持すること自体に疑問を持っています。災害救助に特化した組織に改編すべきです！
現状の自衛隊の活動枠を超えた内容で明文化されることになりそうで非常に危ういから。
現行 9 条に個別的自衛権の保持と集団的自衛権の行使をしないことを明記する。あいまいな「自衛隊」ではなく、73 条内閣の職務に「防衛」を加え、現在の自衛隊を「防衛省」の下に「国土防衛庁」を「災害救助庁」に改編する
自衛隊の海外派兵が容易になるという危惧が生じる
今の日本が戦争に巻き込まれていないのは憲法 9 条のおかげです。自衛隊は戦争する為の組織では無く、自国の災害等を守る役目に特化すべきだと思います。きな臭くなっている国の現状を鑑みれば、さもありませんかと思えます。余計な動きをして触発するべきでは無いと思えます。先の戦争の学びが無さすぎます。
武力による国際紛争の解決にならない。
憲法に明記しなくても多くの国民は自衛隊の役割を理解、賛同している。明記すると拡大解釈の幅が大きくなる。
憲法 9 条から照らしてみれば、自衛隊は、違憲と判断できるので、憲法に明記することは、自衛隊の存在を保障し、その活動を拡大していくことに繋がるので、反対である。
自衛隊の在り方は時代により変わるため、特定の組織にかかわる活動は法令により規定すべき
自衛隊を、戦争できる文字通りの軍隊として位置付けることになってしまい、憲法第 9 条の不戦・軍事力不保持の原則と相容れないと考えるから。
今までで十分に平和を維持しています。
コスタリカは軍隊を無くした。軍事費は国民の重要な税金である。国民が生み出した富は、国民の福祉（教育・医療・介護・子育て・年金・生活保護）や農林水産業や災害などで困っている人々の為に使うべきである。戦争は外交で起こさないことができる。コスタリカは、紛争地帯だった中南米を平和にしていきました（平和を輸出）しました。知っていますか、日本は戦争中税金の 80%を軍事費として使って、国民を 300 万人も死に追いやったのです。外国人は 2000 万人も殺したのです。そもそも軍隊は必要ないです。
憲法に明記しなくても、他の法律に明文化できる
自国を守るという名目で国民をだまそうとする意図が見えるから。
武器は一つの産業。 人間を殺す為にある アメリカが一つの見本

私は自衛隊は軍隊であると思っています。日本国憲法第9条で日本は戦力の不保持と交戦権の否認を明確にしています。自衛隊の存在と活動を憲法に明記することでこれまでの平和憲法を否定することになるので明記絶対反対。
改憲よりも議論を深める方が先だと思う。
自衛隊は違憲です。活動は災害救援に限るべきです。災害救援部隊としての活動は応援もし、感謝もしています。この次の質問(分離するかどうか)は、防衛も認められないので、答える選択肢がなく、投票できませんでした。意見を表明できない(そちらからすると、意見を拾えない)問いは、問い自体不完全ではないでしょうか。
日本の軍事力は今でも肥大なのに憲法に自衛隊を明記すれば、他の国の軍事力の肥大化に対抗して止めどもなく肥大してゆきいつかは暴発することになるだろう。わたしはむしろ軍事予算はもっと減らすべきと考えている。
憲法に明記してしまえば、戦力不保持、武力は行使しないと謳っている条項と明らかに矛盾し、戦争できる国に向かっていくことが懸念される。
自衛隊の目的が、自衛でなく、先取防衛ひいては侵略になる流れをさらに強化してしまう。軍事費を増やすのでは国民は守られません。
憲法にかかなくても活動している。できているので書く必要がわかりません。世界の中では戦争が起こっている中で軍隊を持たない日本であることが大事だと思う。明記してしまったら誤解がうまれるかもしれないし、ただでさえ国同士が国民の世論づくりでお互いの嫌悪感を煽っているきがする。どんな間違いがあっても戦争にならないために明記いらない
平和憲法の理念に相反するため
明記することで、自衛隊の存在が大きくなり、軍備増強につながる。
反対意見とほぼ同意見です。
自衛隊の位置づけの理解が、現状では国民レベルで共有されていないと思うので、まずは自衛隊の位置づけを国民レベルで理解、納得したうえで憲法への明記を議論すべきだと思うから。
自衛隊は、平和憲法に違憲だと思っています。
憲法は戦力の不保持を明記しているので自衛隊に付いて書くことは必要ない！
軍隊は人殺し組織です。軍隊が国民の命や財産を守ったことはありません。軍隊はいりません。
現行の解釈内で冗長性のある解釈ができる方が当面の間ではあるが、将来に亘って有用だと考える。
安倍政権下で解釈改憲され集団的自衛権行使容認が決定されています。集団的自衛権行使容認された自衛隊が憲法に明記されることによって憲法上も他国の戦争に加担することが許されることになると思いますので憲法への明記は絶対に反対です。日本国憲法は平和主義、戦争放棄の憲法ですから自衛隊は軍隊ではなく災害救助隊にするべきだと思います。いかなる戦争も悪です。
自衛隊は存在しないことが理想。憲法は理想を追わねばならない。
この国が戦争に向かうことに対する決定的な歯止めがはずれる。経済的徴兵制はすぐに始まる。
反対派の主張の3番と4番と同意見
憲法に明記せずとも情勢に合わせた対応が可能であること
自衛隊の軍事的要素は排除して災害救助隊としたい。その際、憲法に明記する必要はないと思う。
「自衛隊」という言葉自体が日本国民向けの欺瞞で海外では軍隊な訳でそれを憲法で戦争しないと謳っているのは矛盾過ぎる。
戦争放棄の憲法に反するから。

憲法に明記されることで、時の政権に拡大解釈され、戦争（自国でも他国でも）へ関わっていく可能性がある。
ルールの王様である憲法に、わざわざ自衛隊（他国からは軍隊扱い）の存在と活動を書き込むとはどういう意味を持ち、どういう結果をもたらすのかを討論した方が良かったかなと思います。現在盛んに、中国・北朝鮮・ロシアそしてテロから攻撃されるかもしれないという恐怖心を煽っているが、その煽りに乗って憲法に自衛隊の存在・活動まで書き込んだら、標的にしてくださいと言っているようなものだ、この国に暮らす人々は自覚しておいた方が良い。99%の市民には厳しい生活環境であるが、それでもギリギリ戦争に巻き込まれずにいられるのは、憲法に自衛隊の存在が書かれていないからだ。その最後の切り札である事柄を、日ごろから日本の現状を広範に渡り市民に知らせることをせず、熟慮させることもなく、本質逸らしの上に自衛隊員の家族に対するお気持ち話まで議論に持ち込もうとする改憲派の行為には怒りを感じる。
自衛隊は、災害救助隊と改めるべきです。
災害部門が9割で残りを自衛に改編希望
現実に合わせて憲法を変えていくのならば、なし崩し的にどんどん憲法がかわってしまう恐れがある。戦後復興できたのも、他国から好意的に接してもらえたのも、この憲法があったからである。日本は、この憲法で今後も進んでいくべきだと思う。
いずれは明記することも必要かもしれないが、それは今ではないと考えるため
憲法9条で軍隊は持たないと決めたのだから、明記する必要なし
9条は、国際紛争を話し合いで解決し、軍隊の存在を認めていません。憲法に明記すると、これを否定し、武力による解決を認める
成立の歴史からして不順である。
憲法に明記する防衛部隊が既存の自衛隊である必要性がない。市民寄りの新しい別組織にした方が良い。旧日本軍的な旧態依然の軍隊は解体すべき。
自衛隊の災害救助活動の重要性は理解しますが、これは自衛隊の本来活動ではありません。本来活動は憲法違反です。
違憲部分がある自衛隊を憲法に明記することは矛盾
日本国憲法前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とあるが、現在の政府がこれを守るかというところが信用できない状況において、明記することには反対です。
自衛隊の存在に否定的立場 被爆国として或いは非戦国の立場で国際的或いは国連にて中立国がありうる発言求む
自衛隊＝軍隊を明記すると軍備の増強を招き国民の暮らしを守る政策が後回しになる。また、理由をつけて戦争につながる。
明記することによって、やりたい放題になるのではないかと心配。
憲法に自衛隊を明記したところで抜け穴をついて解釈の変更をしていくのだと思います。イラク戦争の時も自衛隊は補給要員の名目でアメリカに強力したが違憲判決が出ています。
今の国が主導である限り軍事力の増大の根拠になりかねないから 防衛はあくまで非常手段に過ぎない
明記することで、軍事行為がエスカレートする危険性があるため
憲法違反
憲法では武力を持つことも明確に禁止してると考えるから。武力で平和は維持できない。
憲法9条に反します
明記してしまうと、海外から見れば自衛隊は軍隊であり、平和憲法が矛盾してしまう。

憲法に手をつける時期じゃない(他も一緒に変えられる心配)
戦争放棄の憲法 9 条の趣旨に則る
防衛二法に存在と活動は定義されており、それで十分。
現在の法制下で自衛隊は既に存在しておりそれを否定する声は少ないと思う。問題は活動の内容であるが、憲法で武力の行使を放棄している以上、自ずとそれに準じた活動内容に限られるので詳細は憲法ではなく自衛隊法に記せばよい。自衛隊を軍隊と位置付け武力行使を可能にするのであれば前段として 9 条の改正が必要。
軍隊として独り歩きすることが予測される。
自衛隊明記により徴兵制につながることを危惧する
現行のままでよい
戦争反対！自衛隊は、災害救助隊になってほしい。
名称はどうあれ、武器を持つことは戦力である。日本は戦力を持つべきではない。
今の国会の招待をみると憲法の平和主義を理解していない議員や政党が改定を主張している。あからさまに旧日本軍を復帰すると言ってる政党もある。憲法違反の戦争讃美の靖国参拝も公開で行っている。こんな政党や議員たちに自衛隊を日本軍にするなど許せない。
自衛隊そのものに反対。軍隊はいらない。自衛隊は災害救助隊とすべき。
憲法違反である
第一に憲法改正には反対ですし、いまだき、日本の防衛も防災も自衛隊単独で出来ることではないと思います。自衛隊以外に、警察とか消防、一般国民とか一丸とならないと、有事や災害に対応ではないのが、今の現状ではないでしょうか。そういう臨機応変な対応に手械せ・足枷をつけかねないので、反対です。
日本国憲法は世界に誇れる平和憲法である。9 条できっぱりと戦争をしないと書いているところに意味があると思うから。
賛成・反対のどちらにも抜けている視点として考えたいのは、周辺のアジア諸国への影響です。たかだが 80 年前に日本の軍隊に攻撃された国々が、どう思うか。
自衛隊の役目役割が国民に明確に示されてないから
私は日本国憲法が武力を持たないと定めていることを誇りに思っています。
違憲状態の問題点をしっかり国民と為政者、武器を持つ組織が共有してないとかつての暴走を止められないと思う
国内では軍拡予算倍増、戦争準備が着々と進むが、「現実」に合わせて軍備拡張するのは危険だ。戦争は往々にして政治的意図を孕み、有事を煽る空気を作る（台湾有事は日本有事）。政財界にとってビジネス化している側面も見逃せない。既に安倍政権時代に国会の外でも大きな反対運動が起きる中、歴代内閣の方針を飛び越え、集団的自衛権行使に道を開いた。憲法と言えど「解釈改憲」で突破する事態が起き得る事を知らしめた衝撃は大きい。存在自体に議論のある「自衛隊」を憲法に明記すれば、時の政権によってどう「利用」されるか分からず危険極まりない。だからこそ、作られた「現実」とは逆方向に平和を守るべく不断の努力をすべきだ。過去にどのような経緯で大戦に至ったか、まともな検証も反省も無い国では最も避けるべきことだ。冷静に構え、9 条の強みを生かした平和外交に徹する道を選びたい。
矛盾の解消は自衛隊の廃止にやってなされるべきである
自衛隊の現状に憲法または憲法解釈を合わせるのではなく、憲法の範囲での自衛隊の活動やあり方を考える必要があると感じる。明記するのはその後。
徴兵制が導入される事が予測されるから。

<p>サンフランシスコ講和条約以降も日本は自立した主権国家とは言えず、アメリカの属国状態が事実上続いている。昨今は自衛隊と米軍の一体化が歯止めなく進行し、軍事作戦遂行上はもはや自衛隊は米軍の一部となりつつある。自衛隊の行動を自国の自主的な裁量でコントロールしにくい現状では、自衛隊を憲法に明記することは、国際的に日本の国益に不利になる状況が懸念される。</p>
<p>自衛隊は憲法に反する軍隊である。</p>
<p>明記する必要性を感じない。法律で専守防衛と災害派遣について些細に明記すれば良いと思います</p>
<p>今のままでよい。</p>
<p>自衛隊自体が憲法違反だと思っています。 現実に憲法を合わせるのではなく、現実を憲法に合うようにすべきだと思います。</p>
<p>以前、今井さんが仰ったように、自衛隊を「災害救助隊」に変え、憲法ではない他の法律にその役割等について明記すればよい。憲法九条の精神は保持したいから。</p>
<p>徴兵されたくないからです。</p>
<p>現在の自衛隊の災害派遣や防衛にのみ特化することをはっきりと明記して、勝手なことをできないようにしたいという思いがありますが、国民の世論も含めて信用ができないため、まずは現行憲法を守れるようになってから議論してほしい。</p>
<p>日本という国に平和を守ってほしいため。</p>
<p>明記しなくてもここまで自衛隊が、力を持ってきた事実が恐ろしいから。</p>
<p>社会が右傾化している情勢のなかで、政治的な思惑に自衛隊が利用されるのを避けたいので反対。民度が向上してからでよい。また、9条を日本の世界の最大の武器としていく未来を築きたい。</p>
<p>災害救助のための組織を自衛隊ベースではなく、新たに組織しなおす。</p>
<p>自衛隊は武力を捨て、国内の災害救助に徹する団体に変えていくべき。武力など何の役にも立たない。違憲なものを存在させているという認識のままで良い。</p>
<p>今急いでやる必要はない</p>
<p>自衛隊の存在は、災害時の活動や専守防衛という前提でなら否定するものではないし、違憲であるという見方にも譲るところはある。それでも、それそのものよりも、憲法をひとつ改正する事により絶対に変えてはいけない条項を変えられる道筋になることへの懸念の方が大きい。</p>
<p>憲法9条には、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しないと明確に書かれている為。</p>
<p>現時点での明記の必要性が、全く無い。現在の自衛隊の行為が憲法に抵触するのであれば、自衛隊のあり方を変えるべきであり、現時点を肯定したいがための明記は不必要。ただし、国防(他国への攻撃能力を持つことではない)については、改めて適正な議論が今後必要であるり、そこで明記も含めた議論をすべきである。</p>
<p>帝国戦争を長年進めた旧日本体制の誤りを反省することで成立している日本国憲法の平和理念は永久不変のものとするべきである。</p>
<p>アメリカの指揮下にある今の自衛隊を明記することは危険すぎる。日米安保条約や地位協定を先ずは対等に改定し、自衛隊のあり方を国民的議論をしてからの話。</p>
<p>明記しなくても存在し、活動している。戦後すぐは日本軍の国民殺戮など実害が多くあった「軍」というものに拒絶があったかと思うが、今は自衛隊はなくてはならない大事な日本の宝だと思う。国民の理解も得て頼りにされている自衛隊を今更わざわざ憲法に明記したいのには裏側に軍拡、軍事ビジネスに群がる利権の恩恵を受けたい奴らの意図が透けて見えるので反対。憲法の拡大解釈でもうすでに違憲な軍拡は行われておりそれにお墨付きを与えるための論点のすり替え案だと思う。</p>

現在でも 本文より乖離した大人の都合での解釈でもゴリ押し出来ているので まだ反対の方が僅かでも戦争への歯止めの可能性がある方へ投票しました
憲法に書くほどのことじゃないから
明記することで、海外派兵したい政権が都合よく解釈して自衛隊を他国と戦わせるなど、より簡単にできるようになりそうで怖いです。
私が自衛隊の存在を知ったのは防衛というよりも救済目的にあると説明されたからです。ただ今日では、自衛隊の存在はより他国へ侵攻する団体のように見えるからです。
憲法に自衛隊を明記して、抑止力が高まるとは思えない。
憲法9条が骨抜きになり、現在違憲状態の自衛隊が合憲になり、日本が戦争できる国に戻ってしまう。
自衛隊の名称に反対です。 災害救助に特化した名称・活動を望みます。
もう少し議論が必要だと思うから
憲法第9条について改正すること自体は、国民の多数が賛成なのであればよいと思う。ただし、規定すべきは、自衛権の範囲の問題だろう。
憲法が守られていない状態を、憲法を書き換えることによって正すというのは、権力者を縛る鎖として憲法が機能しなくなるきっかけを与えてしまうので反対。
憲法を書き換えなくとも、法律を作れば済むことであると思う。
徴兵が国民の義務として課されることを危惧するため
今でさえ自衛隊は石垣島でミサイル配備をすすめて軍事増長している。住民を恫喝している映像も見ました。憲法に自衛隊と明記されれば、さらに軍国主義まっしぐらになるのではないのでしょうか。
憲法改悪するため。
自衛隊の存在については、十分な議論を尽くさないまま、これまでなし崩し的に設立、拡張してきた。今のままなし崩し的に憲法に明記すべきではない
他国の憲法は、また国連憲章も、軍事力を肯定し、平和は軍事力によって作られるものとの前提に立っている。日本国憲法はこれと異なり、戦争を放棄し、「軍事力による平和」を否定している。したがって、憲法から軍事的な存在を排除している。2015年の安保法制は憲法違反であり、自衛隊明記は実質的な改憲(=壊憲)である。自衛隊を明記し、軍備を増強すれば国の安全が高まると考えるのは、幻想であり、""お花畑""である。日本は食料もエネルギーも自給できない。中国との戦争を想定しているのなら、経済封鎖など予想されるから、食べ物はおろか、あらゆるものが無くなり、爆弾やミサイルが飛んでくる前に""地獄""となるだろう。軍事力などに頼らず、話し合い・外交で紛争は解決すべきだ。
日本国憲法を貫く非戦の思想と相容れない。前文、他の条項そのままの状態では自衛隊の存在をただ明記するだけでは済まない。憲法に明記するか否かの前に、違憲な存在であることを共通認識とした上で、軍隊である自衛隊の存在をどうしていくかの議論が先ではないか。
改憲をしていない現状においてさえ、軍事費(防衛費)の急増、敵基地攻撃(反撃)能力への肯定的言及、南西諸島への軍事力配備、米軍との協力などなど、キナ臭い話が後を絶たない。大変不安である。このような状況で憲法に自衛隊など書き込もうものなら、たいへんな軍事国家になるべくどんな事態が進行することになるのか! 信用ならない政府のもとでの改憲自体に反対。
今、自衛隊の明記のために憲法を改正することを始めると、憲法そのものが壊されてしまいそうなので、自衛隊の存在については国内法の整備で、国際法との齟齬がでないようにするのが望ましい。